

令和 7 年度 資源団体回収の手引き (令和 7 年 9 月改訂版)



目次

1	補助金制度について 重量補助・回数補助	P. 1-3
2	登録内容変更手続きについて	P. 4
3	自然災害による回収中止の証明書について	P. 5

日進市役所 環境課 資源循環担当

電 話 (0561) 73-2883 (直)

F A X (0561) 72-4603

E-mail kankyo@city.nisshin.lg.jp

1 補助金制度について

補助金には、重量補助と回数補助の2種類があります。

令和7年4月分から9月分までの補助金（重量補助）の申請期間は、令和7年10月1日（水）から令和7年10月10日（金）まで（土日除く）です。期限を過ぎた場合は補助金をお支払いできませんのでご注意ください。

★重量補助

資源の回収量に応じて1キログラム当たり6円または10円を支給します。

【補助額】

種類	補助単価
新聞	6円／kg
古布	6円／kg
段ボール	6円／kg
雑誌	6円／kg
紙パック	10円／kg

仕切書に記載の正味重量が回収量です。

【注意事項】

- アルミ缶・スチール缶・シュレッダー古紙等は補助金の対象外です。
- 資源は家庭から出るものであること。店舗等から出る事業系の資源は、補助金の対象外です（小中学校含む）。
- 古紙類（新聞、段ボール、雑誌、紙パック）、古布はできる限り全品目について回収してください。

（1）申請期間

実施月ごとに申請期間が設けられます。期間を過ぎたものは、年度内の申請であっても無効となるのでご注意ください。

4月～9月実施分

10月1日～10月10日の間に申請
（閉庁日の場合は、前営業日）
振込：10月末

10月～3月実施分

3月23日～3月31日の間に申請
（閉庁日の場合は、前営業日）
振込：4月中旬
(※) P.3「特記事項」あり

(2) 申請方法

※以下の2つの方法からどちらかをお選びください。

①電子申請

日進市ホームページ内「電子申請」からご申請ください。



←ここからアクセス

②窓口申請

以下書類を窓口に提出してください。

- ・補助金交付申請書兼請求書(重量補助)
- ・仕切書(計量書)又は計量証明書の原本

(3) 電子申請の注意点

- ① 6ヶ月分を1回にまとめて申請ください。(月ごとの交付決定通知書の発行を希望される場合は申請期間中に月ごとに分けて申請してください。)
- ② 収集量入力欄には、品目ごとの合計重量をそれぞれ入力してください。
- ③ 仕切書は、写真データ等でアップロードしてください。容量オーバーの際は、残りの写真添付欄をご使用ください。
- ④ 申請内容の控えが必要な場合は、申請後にPDFをダウンロードすることができますので、各自ご利用ください。

★回数補助

年12回以上、資源回収した団体には、18,000円を支給します。

令和7年度分の回数補助の申請は、令和8年3月23日(月)から3月31日(火)までに提出してください。期限を過ぎた場合は、補助金をお支払いできませんのでご注意ください。 (※) P.3「特記事項」あり

(1) 補助額

一律18,000円

(2) 申請条件

- ① 年12回以上の資源回収を行っている。
- ② 回数補助の対象となる資源回収の重量補助の申請をすでに行っている、または同時に行う。

(3) 申請方法

※以下の2つの方法からどちらかをお選びください。

①電子申請

日進市ホームページ内「電子申請」からご申請ください。



←ここからアクセス

②窓口申請

補助金交付申請書兼請求書(回数補助)を提出してください。

(※)特記事項

10月～3月実施分の重量補助・回数補助における3月の 資源回収日程について

上記における申請期限は3月31日となりますが、申請に必要な仕切書又は計量証明書の原本については、資源引取事業者から発行・お手元に届くまでに最長1週間程度かかる可能性があるため、3月分の資源回収の実施日については、3月中旬までに実施いただきますようご協力をお願いいたします。

例：令和8年3月25日（水）実施 ⇒ 4月1日（水）仕切書受取
…申請期限を過ぎてしまう×

令和8年3月16日（月）実施 ⇒ 3月23日（月）仕切書受取
…申請期限まで余裕がある○

2 団体登録内容変更手続きについて

※登録に一部でも変更がある場合は必ず提出してください。

※変更がない団体は、年間回収予定表のみ提出してください。

(1) 申請方法

※以下の2つの方法からどちらかをお選びください。

①電子申請

あいち電子申請システムから申請を行ってください。

「変更届」と「年間回収予定表」の両方を提出してください。

※今回から使用するサイトが変更となりました。必ず以下の二次元コードからアクセスください。



← 変更届



← 年間回収
予定表

②窓口申請

以下の書類を窓口に提出ください。

(2) 提出書類（窓口申請の場合のみ）

- 資源ごみ回収団体登録事項変更届
- 年間回収予定表
- 補助金の振込先の確認が取れるものの写し
(通帳の表紙を一枚開いた見開きの部分の写し)

※通帳の名義の変更がある場合は、書換えを済ませてから変更届を提出してください。

※補助金を申請してから振込までの間に、通帳の名義の書換えを行ってしまうと補助金の振込みができなくなりますのでご注意ください。

3 自然災害による回収中止の証明書（業者都合）

回数補助は月1回以上の資源回収を行うことが条件となっていますが、自然災害（台風、大雨、積雪等）により、予定していた資源回収業務をやむを得ず実施できなかった場合は、証明書を市役所環境課へ提出してください。

提出書類

- 資源団体回収中止にかかる証明書
※必ず資源回収業者に押印してもらってください。